

上地区交通のあり方 No.2

組
回
覧

秦野市都市計画課 H22.10.8

上地区交通確保検討協議会 委員が決まりました

上地区交通確保検討協議会（以下「協議会」という。）の委員が決定しました。
会長には井上純夫氏が、副会長には秋山勇氏、前場芳雄氏、岩崎通義氏の3名が選出されました。

井上 純夫（三廻部第1自治会）	宮本 英信（子供育成会）
飯澤 徹（三廻部第2自治会）	柳川 ゆき子（上小学校長）
秋山 勇（菅蒲第1自治会）	白鳥 勝洋（上小学校PTA）
飯塚 邦夫（菅蒲第2自治会）	府川 昌史（西中学PTA）
石橋 陸泰（菅蒲第3自治会）	熊沢 庄市（交通安全対策）
諸星 克之（菅蒲第4自治会）	岩崎 通義（自治会推薦）
和田 弘之（柳川第1自治会）	北村 清次（自治会推薦）
兵藤 正治（柳川第2自治会）	熊沢 明（自治会推薦）
小宮 忠義（八沢第2自治会）	佐野 美三雄（自治会推薦）
永井 利幸（湯の沢団地自治会）	牧石 易代（自治会推薦）
熊沢 嘉孝（民生委員）	矢口 富雄（自治会推薦）
前場 芳雄（長寿会）	和田 一彦（自治会推薦）
府川 新平（長寿会）	和田 厚行（市議会議員）おザ-バ-
守屋 悦子（婦人会）	



協議会では地域のモビリティ（移動のしやすさ）について考えました。

◆なぜ地域のモビリティを考える必要があるのか。

現在、市で松田ランド線・みくるべ線の運行補助（補助金500万円）をしていますが、一度補助を始めてしまうと

- ①営業努力をしなくても路線の維持を盾に不採算額を補てんするよう求めるバス事業者。
- ②乗らなくても行政が維持し続けてくれると無関心になる地域住民。
- ③補助のために平等を獲得することで満足してしまう行政。

◆空気を運ぶバスを走らせることが、はたして税金の使い方として適切でしょうか？

行政からの補てんを前提に始まる公共交通は、またすぐに存続の危機を迎える可能性が高い。それでは、これからの地域のモビリティをどのように考えたらよいか？

この地域を将来どのようにしていきたいのか、この地域でどんな生活を送りたいのか。交通を、通院・買い物・通勤・通学等の目的のための手段（ツール）として、地域住民の力で目指すべきまちの将来像を実現していくという意識が重要！

モビリティの検討から地域公共交通の運行に向けてまで

①モビリティの検討の開始

- ・ 検討組織（協議会）の立ち上げ
↓
問題意識を共有し、主体的、継続的に話し合いが出来る状態をつくる。
市職員も加わり、地域と協働して検討をする。

②計画概要の検討

- ↓
・ 運行手段、ルート、運賃等、運行計画の概要を策定するための基本的方針等を決める。

③需要等調査の実施

- ↓
・ 本当に必要とする需要の洗い出し
対象地域の住民の移動目的を調査、目標設定、評価指標を設定し運行計画の概要をつくる。

（裏面に続く）

④ 詳細な運行計画の策定

- ・ 秦野市地域公共交通会議への提案
↓
運行計画について地域公共交通会議で協議し合意を得る。

⑤ 実証運行の準備

- ・ 関係機関への届出等
↓
運行の方法、運行事業者が決まったら、警察との安全の確認、運輸局、道路管理者等への必要な手続きを行い、車両、停留所等を用意する。

⑥ 実証運行

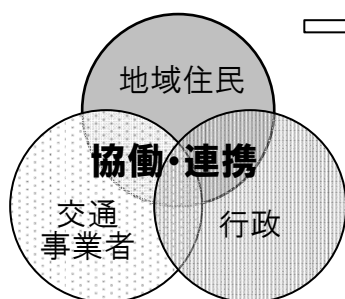
- ・ 評価と判断
↓
利用実態、利用実績等を把握し、運行内容の見直し、本格運行への移行について判断する。

本 格 運 行

第2回上地区交通確保検討協議会の概要

平成22年9月16日（木）に第2回上地区交通確保検討協議会を開催しました。第2回目の会議では、上地区の公共交通に関する現状や、松田ランド線・みくるべ線の運行収支（運行経費約2,200万円、運賃収入約800万円、赤字額約1,400万円（うち市負担額500万円））を踏まえ、今後の公共交通に関する基本的な方向性について議論しました。

- ① 既存の路線バス（松田ランド線、みくるべ線）の代替交通だけでなく、公共交通が運行していない地域（柳川、八沢など）も含め上地区全域で、新たな地域公共交通システムの導入を検討し、上地区の移動手段を確保する。
- ② 運行経費（人件費、燃料費など）は原則運賃で賄い、運行車両や停留所などの初期費用等については、市が他の地域で行っている交通空白不便地域への助成の範囲内で維持できる地域公共交通システムをめざす。
- ③ 持続可能な地域公共交通システムとなるように、地域住民が「地域の移動手段」という共通認識のもと、自主的かつ積極的に関与し、地域住民・交通事業者・行政との協働により計画づくり・事業を実施する。
- ④ 複数年、実証運行を行い、見直しを図り、運行の評価・検証をして、持続可能な地域公共交通システムとする。



【地域住民等の役割（例）】

- 積極的な地域公共交通の利用
- 地域住民に対する利用促進の呼びかけ
- ニュースの発行
- 運行計画づくりへの参画（本協議会）
- 停留所のネーミングライツ
- 経費の一部負担（各世帯から会費の徴収、企業等による協賛金など）
- 運営主体となる組織の設立 など

また、協議会では地域毎にニーズ把握を行うこととしました。